

4 監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事及び愛知県教育委員会教育長から財政的援助団体等監査の結果（令和 4 年 3 月 8 日 4 監査公表第 2 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 4 年 12 月 6 日

愛知県監査委員 前 田 貢
同 川 上 明 彦
同 山 内 和 雄
同 川 嶋 太 郎
同 青 山 省 三

対象団体	是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>公益財団法人あいち男女共同参画財団</p>	<p>○指摘事項 【財務諸表と会計帳簿が不整合となっていたもの（合規性）】</p> <p>公益法人会計基準において、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。」とされている。</p> <p>公益財団法人あいち男女共同参画財団では、日々の会計処理を行う財務会計システムのデータから財務諸表を作成しているため、決算業務の過程において、財務会計システムへの登録誤り及び登録漏れが明らかになった場合は、財務会計システム上のデータの修正を行わなければならない。</p> <p>しかし、令和 2 年度の決算業務において、財務会計システムへの登録誤り及び登録漏れがあったにもかかわらず、財務会計システム上の金額を修正することなく、財務諸表上の金額のみを修正していた。</p> <p>そのため、令和 2 年度の総勘定元帳に記載された未払金、退職給付引当資産及び退職給付引当金の金額が令和 2 年度決算で開示された財務諸表上の金額と不整合となっていた。</p>	<p>法人において、次のとおり対応した。</p> <p>未払金の不整合額 137,613 円については、財務会計システムへの登録が漏れていた 143,365 円を同システムに登録するとともに、誤って登録されていた 5,752 円を同システムから削除することで、財務諸表と会計帳簿が整合した。</p> <p>退職給付引当資産及び退職給付引当金の不整合額 1,379 円については、財務会計システムへの登録が漏れていた 1,379 円を同システムに登録することで、財務諸表と会計帳簿が整合した。</p> <p>再発防止策として、公益法人会計基準ののっとり、正しく記帳された会計帳簿に基づいて財務諸表を作成することを徹底した。また、チェック体制を強化するため、新たに退職給付引当金に関するマニュアルや決算業務自主点検表を作成した。</p>
<p>社会福祉法人愛知県厚生事業団</p>	<p>○指摘事項 【特殊勤務手当の支給に誤りがあり、その結果、補助金が過大に交付されていたもの（合規性）】</p> <p>社会福祉法人愛知県厚生事業団では、法人内の他施設から応援職員を派遣した際に当該職員に支給する特殊勤務手当について、本来は勤務 1 回当たり 2,000 円を支給すべきところ、規定の適用を誤り、3,000 円を支給していた。その結果、2 施設にお</p>	<p>県は、過大に交付されていた補助金 17,000 円のうち 8,000 円を令和 4 年 3 月 24 日に、9,000 円を令和 4 年 3 月 25 日に法人から返還させた。</p> <p>また、法人において、次のとおり対応した。</p> <p>過大に支給されていた特殊勤務手当 17,000 円のうち 8,000 円を令和 3 年 11 月 15 日に、9,000 円を令和 4 年 3 月 16 日に職員から返還させた。</p>

	<p>ける延べ 17 回分の支給誤りにより、17,000 円を過大に支給していた。</p> <p>さらに、愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事業）の交付申請に当たり、当該特殊勤務手当について、同様に単価 3,000 円で積算した額を補助対象経費としていたため、補助金 17,000 円が過大に交付されていた。</p>	<p>再発防止策として、特殊勤務手当の支給額及び補助金精算額の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化した。</p>
<p>公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団</p>	<p>○指摘事項</p> <p>【物品の廃棄に当たり、必要な手続を行っていなかったもの（合规性）】</p> <p>公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団財務規程においては、物品の売払いや廃棄処分に当たっては、不用決定の手続が必要とされている。</p> <p>しかし、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団では、備品であった冷蔵庫を消耗品と誤信し、備品を廃棄するに当たり必要となる不用決定調書を作成しないまま廃棄していた。</p> <p>なお、出納員は、上記の冷蔵庫（備品）の廃棄後、毎会計年度 1 回以上行うとされる物品の点検を行っていたものの、新しく購入した冷蔵庫（消耗品）を廃棄された冷蔵庫（備品）と取り違えていたため、廃棄された冷蔵庫について不用決定の手続が行われていなかったことに気付くことができなかった。</p>	<p>法人において、次のとおり対応した。</p> <p>令和 3 年 10 月 11 日に、財務規程に基づき不用決定を行い、備品使用簿から削除した。</p> <p>また、同規程に基づく備品と備品使用簿との照合及び点検を令和 3 年 10 月 14 日に実施し、同様の事例がないことを確認した。</p> <p>再発防止策として、今後、物品を廃棄する際は、複数の職員で備品かどうかを確認するとともに、毎会計年度 1 回以上実施する備品と備品使用簿との照合及び点検時には、複数の職員で型番等の確認をすることとした。</p>